

損害賠償の額の決定の専決処分について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年11月7日提出

高山市長 田 中 明

記

No.	項 目	内 容		
1	発生時期・場所	令和4年6月9日 午前1時30分頃 高山市西之一色町2丁目117番地先（市道昭和線）		
	事故の概要	道路上にできた陥没箇所による走行中の車両破損事故		
	相手方	[REDACTED]		
	事故の種類	人 身	物 損（左前輪ベアリング）	
	被害総額・市の過失割合	—	36,300円・100分の80	
	賠償金	—	29,040円	
	内 訳	保 険 金	—	29,040円
		一般財源	—	0円
専決年月日	令和4年10月16日 地方自治法第180条第1項			